4　国は、前項の規定により新法第五十八条第二項の規定の適用を受けることとなる家畜又は物品の所有者に対し、施行日前においても、同項の規定の例により、特別手当金を交付することができる。この場合において、同項の規定の例により交付された特別手当金は、同項の規定により交付された特別手当金とみなす。

5　施行日前に旧法第二十一条第一項又は第二十三条第一項の規定により焼却し、又は埋却したニューカッスル病（新法第二条第一項の表二十六の項の農林水産省令で定めるニューカッスル病に相当するもの以外のものに限る。以下この条において同じ。）の患畜若しくは疑似患畜の死体又は物品（ニューカッスル病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがあるものに限る。）に係る旧法第五十九条の規定による費用の負担については、なお従前の例による。

6　施行日前に都道府県知事又は家畜防疫員が旧法を執行するために必要とした費用（ニューカッスル病のまん延を防止するために必要なものに限る。）に係る旧法第六十条第一項の規定による費用の負担については、なお従前の例による。

7　新法第六十条第二項の規定は、施行日以後に都道府県知事が新法第三十二条の規定による移動若しくは移出の禁止若しくは制限、新法第三十三条の規定による催物の開催若しくは事業の停止若しくは制限又は新法第三十四条の規定による放牧、種付、と殺若しくはふ卵の停止若しくは制限をした場合における当該禁止、停止又は制限に起因する家畜、その死体又は物品に係る売上げの減少又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分に要する費用の増加に係る費用の負担について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第十条　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における一部施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第十一条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十二条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の項中「第三章」の下に「（第二十一条第六項及び第七項を除く。）」を加え、同表口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）の項中「第四条から第六条まで」を「第五条第一項及び第二項」に改める。

（農業災害補償法の一部改正）

第十三条　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第一項第三号中「による死亡」の下に「及び家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十八条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定による手当金、同条第二項の規定による特別手当金又は同法第六十条の二第一項の規定による補償金の交付の原因となる死亡」を加える。

（農業災害補償法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　前条の規定による改正後の農業災害補償法第八十四条第一項第三号の規定は、施行日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、施行日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

（口蹄疫対策特別措置法の一部改正）

第十五条　口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条　削除

第五条の見出し中「患畜又は疑似患畜」を「家畜」に改め、同条第一項中「ために患畜又は疑似患畜」を「ために患畜、疑似患畜又は家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号。以下「法」という。）第十七条の二第一項の指定家畜（以下この項において「指定家畜」という。）」に、「存する患畜又は疑似患畜」を「存する患畜、疑似患畜又は指定家畜」に、「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第三項及び第四項中「患畜又は疑似患畜」を「家畜」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第一項の指定は、都道府県知事の申請に基づきするものとする。

第五条に次の三項を加える。

6　農林水産大臣は、前項の規定にかかわらず、口蹄疫のまん延が二以上の都道府県の区域にわたる場合その他必要があると認める場合には、関係都道府県知事の意見を聴いて、第一項の指定をすることができる。

7　農林水産大臣は、第一項の指定をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

8　前項の規定は、第一項の指定の解除をしたときに準用する。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

第七条中「（前条第八項において準用する場合を含む。）又は前条第六項若しくは第七項」を削る。

第八条第一項中「第四条第二項若しくは第四項の規定による消毒に係る措置（当該措置に係る地域の指定が同条第六項の規定により行われた場合に限る。次項において同じ。）」、「（第六条第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」及び「焼却若しくは埋却に係る」を削り、「第五条第五項において準用される第四条第六項」を「同条第六項」に改め、「又は第六条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定による措置（当該勧告又は措置に係る地域の指定が同条第十四項において準用される第四条第六項の規定により行われた場合に限る。次項において同じ。）」を削り、同条第二項中「、第四条第二項若しくは第四項の規定による消毒に係る措置」、「焼却若しくは埋却に係る」及び「又は第六条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定による措置」を削り、同条第四項中「第五条又は第六条」を「第五条第一項又は第二項」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第十八条第二項を削り、同条第三項中「家畜」を「患畜若しくは疑似患畜」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十九条中「第四条第一項から第三項までの規定による消毒を実施するために要する費用」、「（第六条第八項において準用する場合を含む。）又は第六条第七項」及び「並びに同条第九項の規定による損失の補てん及び同条第十項の規定による損失の補償を実施するために要する費用並びに同条第十二項の規定による焼却又は埋却を行った者に交付する費用」を削る。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十六条を次のように改める。

第二十六条　削除

第二十八条中「第四条から第六条まで」を「第五条第一項及び第二項」に改める。

附則第三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第三条　削除

附則第四条の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第五条中「前二条」を「前条」に改める。